

## 《令和4年度第1回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 令和4年8月2日(火) 10:00~11:20
- 2 場 所 市庁舎3階 議会棟 全員協議会室
- 3 出席者 ■情報審査会  
・千々和会長 ・野原委員 ・阿部委員 ・村瀬委員 ・三井委員  
■情報審査会事務局  
総務部総務室総務課  
・廣瀬部長 ・高橋室長 ・高木補佐 ・浅野副主幹  
・玉川主任補 ・清野主任補

### 《議事概要》

(諮問書受理)

(総務部長挨拶)

#### 1 開会

#### 2 会長挨拶

#### 3 議事

- (1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について
- (2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

【事務局】(1) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

<情報公開制度>

- ・開示請求件数 55件(うち5件取下げ)
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示20件、一部開示28件、非開示2件(うち不存在2件)
- ・実施機関別内訳 市長47件 教育委員会7件 監査委員1件

・審査請求件数6件

<個人情報保護制度>

- ・開示請求件数 6件
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示3件、一部開示2件、非開示1件(うち不存在1件)
- ・実施機関別内訳 市長6件

【会長】 請求内容の一覧を見ると、電子申請による請求もある。これを利用すると時間の制約なく請求することができる。電子申請による請求は増えているのか。

【事務局】 昨年の実績でいうと請求件数全体の約3割程度が電子申請によるものである。具体的な数字は持ち合わせていないが、大体例年程度の割合となっている。

【会長】 電子申請は市ホームページから申請をすると思うが、電子申請を行うページにたどり着くのが若干難しい。より制度を利用しやすいものとするための工夫をしたらよいと思う。

【委員】 請求一覧中の請求番号30と31について、間に罫線が表示されていないが、同一人物からの請求ということか。

【事務局】 罫線が消えている。本来は罫線があり、請求者は異なる。申し訳ない。

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

【会長】 まず事務局から、本日の進め方、配付資料について説明をお願いする。

【事務局】 (議事日程、配付資料一覧に基づき説明)

【会長】 ただいまの説明について、各委員から質問等はないか。

【委員】 なし。

【会長】 それでは本題に入っていく。法改正の概要について事務局から説明をお願いする。

【事務局】 (資料2、3に基づき説明)

【会長】 今回の法改正に関しては、デジタル化社会に向けた情報活用を進めるため、統一的なルールを設けようとするものと個人的には認識しているが、事務局としてはどのような認識か。

【事務局】 各自治体を持つ条例と国の行政機関の法などで規定が異なる部分がある。デジタル化の推進に向けて、異なる部分を整備していく一方で、データの利活用を進める上でも個人情報の保護が非常に重要となるため、保護の部分についても併せて整備されるものと認識している。

資料8は国の資料であり、法律案の主旨が載っているが、デジタル関連の法

改正の一部として、個人情報保護法が改正されたことを示している。

【会長】 次に、現行条例から改正法に移行した主な事項及び主な変更点について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料4に基づき説明)

【委員】 以前までの国の制度に関して、個人に関する情報を「保護」する観点が強くと、利用にあたっては色々な制約があるものという印象を受けていたが、今回の法改正においては、個人情報の利活用のために、以前までに行われていた規制が緩和されるのか。

【事務局】 現状の個人情報保護の水準は保ちつつ、利活用を進めるものであり、規制は従来通りとなるものと認識している。

【委員】 行政における実務に関しては、大きな変化はないという話であったが、改正法の規定では改正前の例外が改正後には原則化されるイメージを持った。個人情報の開示についてはより柔軟な開示が可能となるのか。

【事務局】 開示・非開示内容については変わらないが、請求者の範囲に任意代理人が含まれるようになり、請求者が自分の情報を請求しやすくなる。開示の範囲が広がっていくものではない。

【委員】 個人情報のうち、要配慮個人情報などセンシティブな情報に関して、収集の原則禁止という規定がなくなったことについて、大きな転換であると感じている。現状も法令の規定による場合は、収集可能であるという規定があったため、法改正による実務上の大きな変更点はないことについては納得しているが、原則禁止の規定がなくなったことで、今まで慎重に取り扱っていた情報等を法の定めがあれば積極的に収集してもよいという解釈が生じてしまわないか危惧しているが、事務局としての認識はどうか。

【事務局】 積極的に収集してもよいという認識は持っていない。これまでも原則収集禁止であり、今後も利用目的の達成に必要な最小限の収集とされていることから、実務上は必要最小限の情報を保有するにとどめ、個人情報の管理や保護に関しては、現状の制度運用と同水準で行い、現状と同様に業務の遂行に必要な情報のみを収集していくものである。

歴史的な経過として、元々個人情報保護制度は自治体先行の制度であり、本市においても道の条例を参考に平成8年に施行した。その後、国の行政機関の法律が成立されたことに伴い、個人情報保護制度のあり方について、審査会に諮問させていただいたところであるが、当時も国と各自治体との条文の書きぶ

りについて一致しない部分があったが、実務上は問題ないものであった。

今回の法改正によって、自治体も法の規定に包含されるものであるが、例えば匿名加工情報については、平成 29 年より国の行政機関では取り入れており、今回の法改正は、国の法体系をそのまま自治体に当てはめるような形の改正となっているものと認識している。

【委員】 現状では、各自治体によってバラつきがあるものが、法改正により統一が図られるものか。

【事務局】 条文の書きぶりが統一されるイメージである。

【会長】 それぞれ個人情報を保有している機関が、どのような情報をどのような形で保有・利用しているかに関して、本来はバラバラであることが当たり前と感じているが、今後は法改正により民間事業者がビッグデータを利用したいとなった際に、個人情報の保護は最優先としながら同じルールで活用できる形となるのではないか。

【事務局】 例えば、個人情報の保護に関する取扱いが、自治体間を跨ることや、企業と自治体で同じような情報を取り扱うこともある。その際に、それぞれの機関で取扱いが異なってしまうと、利用者、守られる側としても、こちらでは良い、こちらでは悪いなどのことが起きるため、そういったことがなるべくないようにするものと認識している。

【会長】 国が先行している標準に合わせるような雰囲気を感じる。

【事務局】 今回は国が先行し、自治体に合わせることを求めたもの。

【会長】 法律と条例では、法律が上位になるため、そのような形になると思う。  
次に、新条例の制定に係る主な論点について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料 5、6 に基づき説明)

【委員】 検討の方向性案というのは、事務局が実務上こうした方が帯広市にあってい  
るだろうと作成したものか。

【事務局】 現行の実務と法改正とを照らし合わせ、このようにしてはいかがかと事務局  
で作成した案である。

【会長】 資料中の案はあくまで事務局案であり、拘束される理由もなく、付度する必  
要はない。

【事務局】 たたき台と捉えていただきたい。

【委員】 今回の法改正とマイナンバー制度との関連性はあるのか。また、マイナンバー普及率が低いまま推移してしまった場合に、支障が生じるものなどはないか。

【事務局】 資料8にもあるとおり、直接的な部分ではないが、デジタル社会の形成に向けて進める施策の中に個人情報保護制度の見直しがあり、その下にマイナンバー制度の見直しについて記載されている。国が進めるデジタル化において、マイナンバーカードはキーデバイスとして位置付けられているものと認識している。ただ、普及が進まないことが、今回の個人情報保護法の改正に影響を及ぼすものではないと認識している。デジタル化を進める中では、個人情報保護制度の見直しとともに、マイナンバーカードの普及や利活用の拡大が求められているところである。

直接的な部分としては、過去にマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについて、国と同様の保護基準を設けるよう国から通知があったが、本市では、通知を受けて平成27年に条例改正を行っている。今回の個人情報保護法には規定が既に入っているため、法の規定に従えば、マイナンバーに関して特別な扱いを設けなくてよいものとなっている。

【会長】 マイナンバーカードの普及は進んでいるのか。

【事務局】 国としては、今年度末までにはほぼ全ての国民に配布することを目標としている。直近の状況では、国全体で45%、北海道は全国平均と比較して若干低く、当市は道平均と比較しても低い状況である。

【会長】 低い理由は何か。

【事務局】 はっきりとした原因はわからないが、十勝管内全体的に低い傾向にある。道内で比較的普及率の高い札幌市や釧路市においては、商業施設での申請が可能になっており、申請のしやすさというものが、普及率を上げる一つの要因になっているのではと感じている。このため、本市においても、昨日新聞において報道されたとおり、商業施設での申請が可能となり、普及率向上に向けて取り組んでいるところである。

【会長】 マイナンバーカードの保険証との連携は進んでいるのか。

【事務局】 導入当初よりは、徐々に進んでいるという印象。医療機関のみでは全体で40件ほどで、割合では1/4程度（注：実際には1/5程度）である。

【会長】 マイナンバーカードであらゆる行政サービスが一元的に利用できることとなれば、また状況も変わってくると思う。  
そのほか、事務局に追加で資料や説明の希望はあるか。

【委員】 なし。

#### 4 その他

【会長】 事務局から連絡事項等があればお願いします。

【事務局】 (次回の審議の進め方について説明、開催日を調整)

【会長】 次回以降は、各論点事項を中心に議論をすることになる。既に各資料に目を通していると思うが、再度資料を確認の上、遠慮なく発言、質問してほしい。  
最後に何かあるか。

【委員】 市のホームページで審査会の内容が記載されているページに行くまで手間がかかる。最短で行く方法はあるか。

【事務局】 市のホームページの検索画面で、「情報審査会」と検索していただくと、検索結果上部に該当ページが表示される。そちらを選択していただければ情報審査会のページに行ける。

【会長】 いわゆるサイト内検索にて対応するということ。私は色々なページを確認したいため、市政情報等を確認しながら、必要なページを探している。サイト内検索に頼らずに該当のページを一つずつ辿っていくことは可能であるが、面倒な点はある。ホームページの管理を所管しているのはどこか。

【事務局】 全体としては、広報広聴課が管理している。各ページの詳細に関しては、各担当課で作成している。

【委員】 ホームページのレイアウトの作成などは民間に委託しているのか。

【事務局】 約2年前にプロポーザルを実施し、委託会社を決定し、リニューアルを行っている。

【委員】 全体的に若い世代向けの印象を受けた。

【事務局】 他の自治体でも行っているようなポピュラーな作りとなっている。以前より見やすくなったとの声もいただいている。

- 【委員】 かわいくてよい。
- 【会長】 個性的でよいと思っている。自治体間の差別化も図れてよいのでは。
- 【委員】 ホームページを見る機会が多く、かわいくて親しみやすさを感じる。
- 【事務局】 今回のリニューアルによって公式 LINE にかかる周知が充実したもの。また、キャラクターとして、ホームページ内にしらかんばを表示させており、好評いただいている。
- 【委員】 LINE の登録状況は。
- 【事務局】 具体的な数字は把握していない。次回回答できるようにする。
- 【委員】 話題が提供されることにより HP への注目度も高まるのでは。ウォーキングをすることで、ポイントをもらえる事業などよく耳にしている。
- 【会長】 ほかにあるか。
- 【事務局】 次回審査会の案内文にも記載するが、今回説明に使用した資料を次回の審査会でも使用したいと考えているので次回も資料をご持参いただくようお願いしたい。
- 【会長】 本日の会議は以上で終了する。

以 上